

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

設計図

仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所

四日市市堀木一丁目 地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
水質管理棟	鉄骨造	地上2階	749.5	12項イ	

3. 工事種目

（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外工事種目	水質管理棟					
○空気調和設備	一式					
○換気設備	一式					
・排煙設備						
・自動制御設備						
・衛生器具設備						
・給水設備						
・排水設備						
・給湯設備						
・消火設備						
・厨房設備						
・ガス設備						
・雨水利用設備						
・排水処理設備						
○撤去工事	一式					

4. 指定部分

・無 ・有（ 部位：指定部分工期 平成 年 月 日 ）

II. 工事仕様

1. 共通仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁宮庁幹部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。

○公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版（以下「標準仕様書」という。）

○公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）

○公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成28年版（以下「標準図」という。）

2. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項	目	特記事項
○一般共通事項（1）	○環境への配慮		（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、経新材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを分散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを分散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （3）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表ー1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。 構内につくことが ○ できる ・ できない（別図参照） ・ 別契約の関係受注者が指定したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場 等(種 ・ 種 ・ 種) ・ 外部足場 等(種 ・ 種 ・ 種 ・ 種) 5 建設発生土の処理 ・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ・ 構外搬出適切処理とする。 6 埋戻し土・盛土 ・ 根切り土中の良質土 ・ 山砂の類 7 運転操作説明板 系統図、機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 ㎡とする。 ○機材の承認図 機械設備工事機材承認図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。 9 総合調整 ・ 本工事 ・ 別途調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定

○電 動 機

○電 源 周 波 数

○容 量 等 の 表 示

○耐 震 措 置

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

・ 50Hz ○ 60Hz

（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。）

（1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

中間階とは地階、1階を除く各階で上層に該当しないもの

重要機器は次による。

[名称： 、記号：]、[名称： 、記号：]

[名称： 、記号：]、[名称： 、記号：]

[名称： 、記号：]、[名称： 、記号：]

[名称： 、記号：]、[名称： 、記号：]

水槽類にはオイルタンクを含む。

（2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

（1）地中埋設機 ・ 要（図示による。） ・ 不要

（2）埋設表示用テープ（2倍） ・ 要（排水管を除く。） ・ 不要

（1）ステンレス配管の接合は、下記による。

・ 呼び径60S u以下（ S A S 3 2 2 を満足した継手 ）

（2）溶接部の非破壊検査 ・ 要（抜取率 ・ 標準仕様書(機械設備工事編)による ・ %）

取り付け箇所及び仕様は図示による。

露出機材の塗装仕上げは下記による。

・ 屋外： ・ ドレン管 （ ・ 指定色塗装 ）

・ 金属電気管 （ ・ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ ・ 指定色塗装）

・ 屋内： ・ EPS、ビット層を除く露出配管、電線管類（ ・ 指定色塗装 ・ ）

下記の保溫を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。

・ 機械室 ・ 倉庫 ・ 電気室

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。

（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

（1）（ ・ 構内 ・ 土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。

事前調査 ・ 本工事調査項目 ・ 既存資料調査調査範囲 ・ 図示調査方法 ・ 図示

・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。

・ 石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。）

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。

（2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

給水管の水道用標準塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。

上記（2）により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承認を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。

既設配管は保溫、埋設直前に、給水給湯系：24時間常圧耐圧確認排水系：通水確認

工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

○空気調和設備（1）

1 設計用室温度

2 鋼板製煙道

3 ダクト

4 風量測定口

5 チャンバー

6 ダンパー

○配管材料

8 弁 類

9 油面制御装置

10 保溫及び消音内貼り

○パッケージ型空気調和機

12 ばい煙濃度計

13 ばいじん量測定口

14 チャンバー等

15 吹出口・吸込口

16 保溫・塗装

17 瞬間流量計

18 圧力計・温度計

○機器基礎

20 形鋼振れ止め

○吊り機器の振れ止め

（地区名：津）

	外 気		屋 内					
	（地区名：津）		一 般 系 統		04系統		一般系統（ACP系統）	
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	34.7℃	57.7%	2.8℃	50.0%	2.4℃	4.5%	28℃（参考）	50%（参考）
冬期	1.2℃	51.8%	1.9℃	4.0%	2.4℃	4.5%	19℃（参考）	40%（参考）

伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

・ 低圧ダクト（ ・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）

・ アングルフランジ工法）とする。

・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

取り付け箇所は図示による。

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。

（2）空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。

（3）外壁ガラリに直接取り付けけるチャンパー類は雨水の滞溜のないように施工する。

（1）防煙ダンパー 復帰方式（ ・ 遠隔 ・ ）

（2）ピストンダンパー 復帰方式（ ・ 遠隔 ・ ）

（1）冷温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 塩ビライニング鋼管（HVA）

（2）冷却水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 塩ビライニング鋼管（VA）

（3）油管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）

（4）蒸気管 給水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（ ・ Sch40）

還 管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch80）

（5）高温水管 ・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）

（6）膨張管、空気抜き管、 ・ 配管用炭素鋼管（白）

膨張タンクよりボイラー等への補給水管

（7）冷媒管 ○ 断熱材被覆鋼管 ○ ビニル管（VP）

（8）ドレン管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）（屋外：VP、給VP 屋内：保溫付VP）

JIS又はJVC（ ・ 5K ・ 10K（図示部分）

6.5A以上の冷温水、冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。

・ 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

油面制御室には（ ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ ）の端子を設ける。

なお、フロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・ 選りダクト（RAダクト）（保溫範囲は、 ・ 図示による ・ ）

・ 外気取入れダクト（OAダクト）（保溫範囲は、 ・ 図示による ・ ）

・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保溫は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・ 建物内の空気抜き管の保溫は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保溫は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。

・ 冷媒管の外装の種類は（ ・ 図示による ・ ）

○冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆鋼管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。

屋外露出部分は（ ○ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保溫化紐ケース）によるラッキングを行う。

屋内露出部分は（ ・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カバー ・ 保溫化紐ケース）によるラッキングを行う。

保溫化紐ケースを除き、保溫材にて整形を行う。

冷媒管の耐圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う

冷媒管の立て管の間隔は、垂直方向に5m以上ある場合、鋼管から直接1箇所以上固定すること。

・ 設ける ・ 設けない

・ 設けない ・ 設ける（口径80φ以上）

・ 本体は（ ・ アスファルト ・ モルタル ・ エポキシ樹脂）により保護を行う。

空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンパーの板厚は、1.2mm 以上とする。

図示されたチャンパーには、寸法（ ・ 400 x 500H ・ 500 x 600H）の点検口を設ける。

内張りを実施すチャンパー等の表示寸法は、外形寸法とする。

ANA形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを超えるものは、500×500×300Hとする。

・ 鋼製 ・ アルミニウム製 ・ 木製

・ 外気取入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保溫を行う

・ 隠へいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ 25 mmの保溫材を重なる巻を行うか、隠へい部の保溫厚さをフランジ高さ+10 mm以上とする。

（1）検査（検出部と指示部一体形） ・ 設けない

取付箇所は、（ ・ ユニット形空気調和機 ・ 冷温水ポンプ ・ ヘッダーの各送り管 ・ ヘッダーの各送り管）とする。

・ 瞬間流量計を設けない場合は、ピドー管式流量計用タッピングのみを設ける。

取付箇所は前記による。

機器名		計器取付箇所（○印の箇所）				温度計の種類
		機器入口側		機器出口側		
		圧力計	温度計	圧力計	温度計	
冷 凍 機	冷 却 水	○	○	○	○	ガード付L形又は円形
	冷 水	○	○	○	○	
直たき吸収式冷温水機	冷 却 水	○	○	○	○	ガード付L形又は円形
	冷 温 水	○	○	○	○	
パッケージ型空気調和機	冷 却 水	○	○	○	○	ガード付L形又は円形
	温 水	○	○	○	○	
空気調和機	チャンパ	○	○	○	○	フルトン管式
	冷 温 水	○	○	○	○	
空気調和機	チャンパ	○	○	○	○	フルトン管式
	温 水	○	○	○	○	
温風暖房機	チャンパ	○	○	○	○	フルトン管式
温 水	○	○	○	○		
管 寄 せ		○	○	○	○	L形又は円形

ポン プ 基礎施工要領（四） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

遠心冷凍機 基礎施工要領（二） ・ 標準基礎

往復動冷凍機 基礎施工要領（二） ・ 標準基礎

パッケージ型空気調和機 ユニット形 基礎施工要領（三） ・ 標準基礎 ○ 防振基礎 ・ 既製品基礎

空気調和機 基礎施工要領（三） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

遠心送風機 基礎施工要領（四） ・ 標準基礎 ・ 防振基礎

○防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。

ダクトに形鋼振れ止めの支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。

室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

○換気設備

○風道種別

○ダクト

3 風量測定口

4 ダンパー

5 排気ダクトのシール

6 チャンパー

7 保 温

○排煙設備

○自動制御設備

○衛生器具設備

○給水設備

○排水設備

○給水設備

○排水設備

○給湯設備

○消火設備

○厨房設備

○ガス設備

○雨水利用設備

○排水処理設備

○撤去工事

○環境への配慮

○材料・機材の品質等

○工事用仮設物

○足場その他

5 建設発生土の処理

6 埋戻し土・盛土

7 運転操作説明板

○機材の承認図

9 総合調整

・ 長方形風道 ・ スパイラルダクト ○ アルミフレキシブルダクト（接続部）

・ ビニル管

○低圧ダクト ○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）

・ アングルフランジ工法）とする。

・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

・ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。

取り付け箇所は図示による。

空気調和設備の当該項目による。

・ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統 ・ （排気ガス）系統

空気調和設備の当該項目による。

・ 全熱交換ユニット用の外気取入れダクト（ ・ 保溫範囲及び仕様は図示による ・ ）

・ 全熱交換ユニット用の排気用ダクト（ ・ 保溫範囲及び仕様は図示による ・ ）

（ ・ 厨房 ・ 湯沸室 ）用の隠へい部ダクト（仕様はh・(イ)・(ロ)とし範囲は図示による。

1 ダクト

2 排煙口の形式

3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）

4 排煙風量測定

○システム構成

○電気計装用機材

1 衛生器具付属水栓

2 洗面器

1 配管材料

2 水 栓

3 量水器

4 量水器 樹

5 弁 類

6 管の地中埋設深さ

7 水栓柱

8 建物導入部配管

9 引込納付金等

10 保溫

・排水設備

・給湯設備

・消火設備

・厨房設備

・亜鉛鉄板 ・ 図示による。

・ ワイヤード ・ 電気式（遠隔操作 ・ 不要 ・ 要）

建築設備定期検査業務基準書平成20年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

別図による。

使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。

天井内隠へいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

手洗器は止水栓付とする。

・ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。

・ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

・ 親メーター（貸与品）（ ・ 直読式 ・ バルブ式）

・ 子メーター（買い取り）（ ・ 直読式 ・ バルブ式） 遠隔表示器付

・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品 ・ 買い取り（材質： ・ 5K ・ ） ・ 標準図M C形

JIS又はJVC ・ 水道直結部分（ ・ 10K ・ ）

・ その他の部分（ ・ 5K ・ ）

・ 逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。

・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

管の上端より原則として、一般敷地は（ 30cm）構内通路は（ 60cm）以上とする。

・ 合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ 不凍水栓 ・ ステンレス製

・ 標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ・ (a) ・ (b) ・ (c)による。

・ ポリエチレン配管の施工要領は図示による。

・ 要 ・ 不要

次のタンクの保溫を行う。 ・ 鋼板製タンク ・ ステンレス製タンク

1 配管材料

2 洗面器等の排水

3 漏水試験継手

4 放流納付金等

1 配管材料

2 弁 類

1 配管材料

2 建物導入部配管

3 不活性な消火設備

4 泡消火設備

5 保溫

1 システム

2 機器の機能等

（1）屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管（SUS304） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）

・ ステンレス鋼管（SUS316） ・ 外面被覆鋼管（VS）

（2）連結送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch40）

・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch40）

標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ・ (a) ・ (b) ・ (c)による。

別図による。

屋外露出配管の保溫は、標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による。

・ ドライシステム ・ 図示による。

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

設計図

図面名

特記仕様書

縮尺

1: NO (A2)

設計番号

課 長

課長補佐

係 長

担当者

図面番号

作 図

令和元年8月

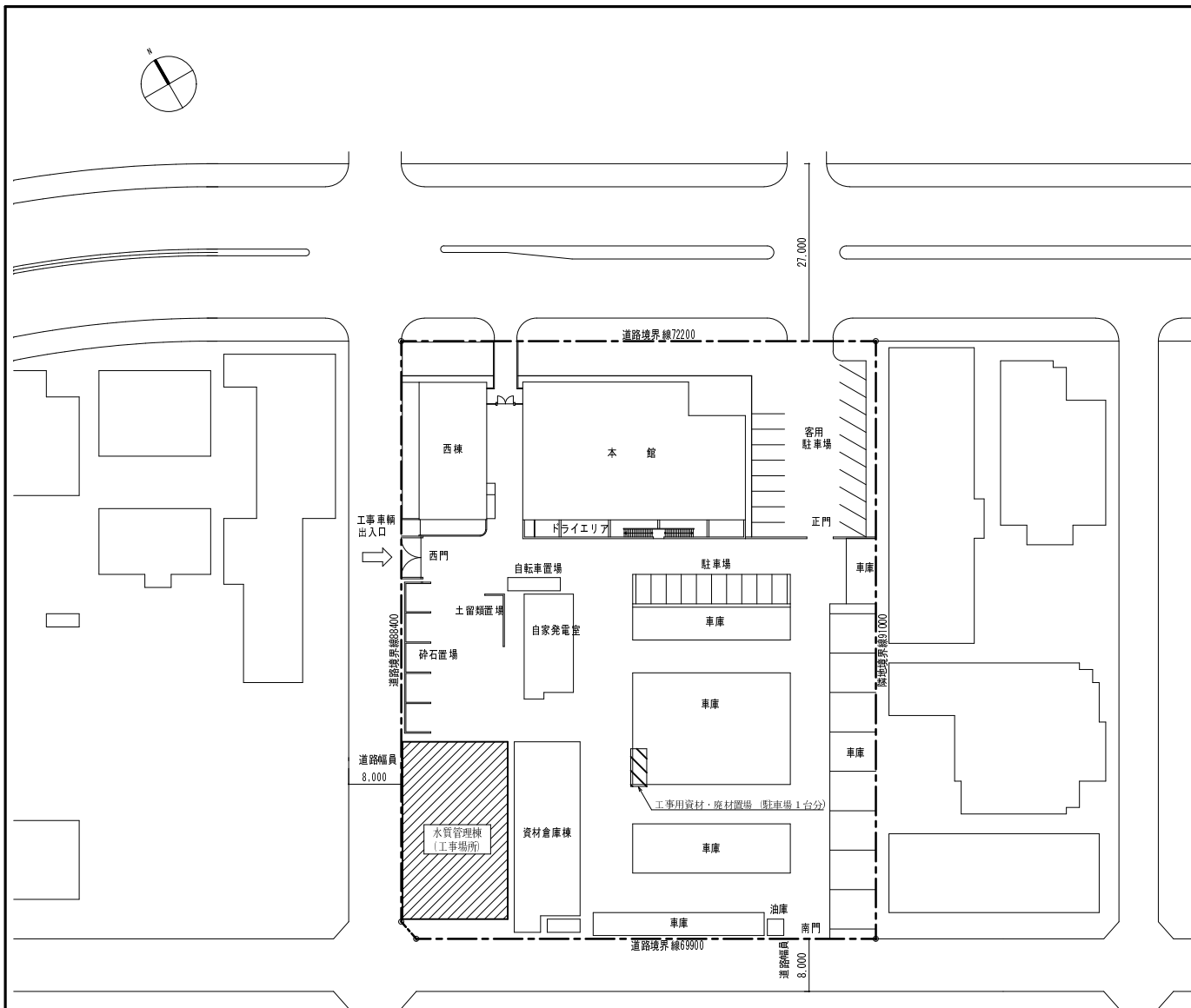
四日市市上下水道局施設課

M-01

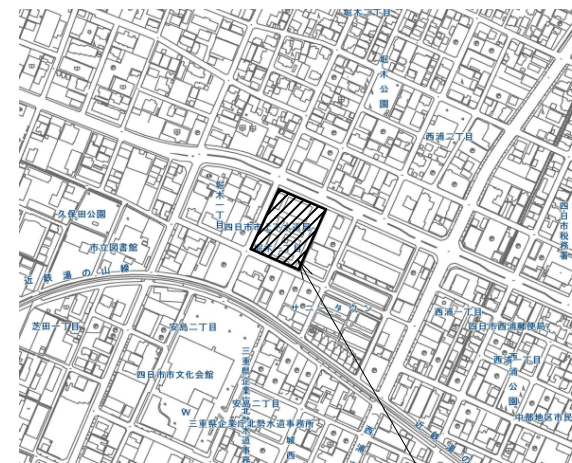
1 / 1 4

平成31年43月版

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		アスベスト含有物の取扱い		設計図	
・ガス設備	1 ガス種別	・都市ガス（供給者名：発熱量 MJ/m ³ （N）） ・液化石油ガス	・一般共通事項（2） ○建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ○請負業者賠償責任保険（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記 の制度について加入すること。 ○法定労災補償制度（加入証明書の写しを提出） ○建設業退職金共済制度（加入証明書を提出） ○共済証紙購入額 請負額の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。 工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 なお、営業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。 ・設ける ○設けない ・工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ○市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。 8 産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。 ・設ける ・設けない 9 電気保安技術者の適用 10 電気防食 ・要 ・不要 ・要 ・不要	① 保 険 及 び 保 証 ③ 建 設 共 済 等 ③ 工事実績情報の登録 ③ 施工体制台帳の提出 ③ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 ⑧ 監督員事務所 ⑧ 工事用電力 ・水、その他 8 産業廃棄物税 9 電気保安技術者の適用 ⑩ 工 事 記 録 ○工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 12 防振吊り金物及防振支持金物 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 13 管溶接部の検査 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・不要 ・要 14 ライニング弁類の使用範囲 ・標準仕様書による ・使用しない ・合成ゴム製 ベローズ形 ・合成ゴム製 ベローズ形 15 防振継手 16 可換継手 17 管の防食 18 保温材 保温外装材 ・SUS製ラッキング ・樹脂製ラッキング ・カラー亜鉛鉄板 ・その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・一般事項 2 アスベスト含有建材の処理工事 3 アスベスト含有仕上塗材の除去 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材（吹付仕上）・下地調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・壁外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による 外壁補修等作業は足場アンカー設置、コア抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波クレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具クレン工法 ・剥離材併用超音波クレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダークレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材（ローラー仕上）の除去工法についてはレベル3の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ・行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他（ ） 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない アスベスト粉じん濃度測定 ・行う（試験施工時） ・行わない 測定場所 ・施行区画周辺又は、敷地境界 ・図示による 測定点 2方向各1点 （注）試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 アスベスト粉じん濃度測定方法 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 試料の吸引流量 5l/min 試料の吸引時間 120 min 試料の透明化 アセトシントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3：1以上 定量限界 0.5 f/l 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う 4 アスベスト含有保温材等の除去 アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 除去保温材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う 5 アスベスト含有成形板の除去 アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に連する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去 アスベスト含有シール材の有無 ・有 ・無 除去シール材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する。 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に連する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 7 特記事項 本工事に配置管理させる者（有資格者） ・特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 （1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）並びに業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 （2）契約の履行において、不当介入を受けたときは、業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 （3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止措置を受けるときは、契約を解除することができる。 ＜現場代理人に関する事項＞ 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 ＜随時検査＞ 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。 個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。 （基本事項） 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報 が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写・複製の禁止） 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報 が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報 が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体 シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊 第3 乙は、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （罰則等の周知） 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 （苦情の処理） 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （事故発生時における報告） 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （契約解除及び損害賠償） 第14 甲、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。 ＜現場代理人に関する事項＞ 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。					
	・排水利用設備	1 仕様等		別図による。	① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの					
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 臭気 7 スラッジ荷重 8 排水方式 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m 以上 ただし深さが 1.2 m 以上の場合はタラップ付とする。） ・不要 ・要（ ・ 別途工事 本工事） ・独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式）槽と一体形 図形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。 ・ タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗りを行う。 ・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。		① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの				
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 臭気 7 スラッジ荷重 8 排水方式 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m 以上 ただし深さが 1.2 m 以上の場合はタラップ付とする。） ・不要 ・要（ ・ 別途工事 本工事） ・独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式）槽と一体形 図形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。 ・ タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗りを行う。 ・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。	① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの					
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 臭気 7 スラッジ荷重 8 排水方式 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m 以上 ただし深さが 1.2 m 以上の場合はタラップ付とする。） ・不要 ・要（ ・ 別途工事 本工事） ・独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式）槽と一体形 図形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。 ・ タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗りを行う。 ・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。	① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの					
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 臭気 7 スラッジ荷重 8 排水方式 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m 以上 ただし深さが 1.2 m 以上の場合はタラップ付とする。） ・不要 ・要（ ・ 別途工事 本工事） ・独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式）槽と一体形 図形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。 ・ タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗りを行う。 ・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。	① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの					
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 臭気 7 スラッジ荷重 8 排水方式 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m 以上 ただし深さが 1.2 m 以上の場合はタラップ付とする。） ・不要 ・要（ ・ 別途工事 本工事） ・独立設置形（ ・ 地上式 ・ 地下式）槽と一体形 図形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。 ・ タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗りを行う。 ・ 土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。	① 完成時の提出図書 ○ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさとA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の回書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図 C A D データ P D Fデータ（C D－R） ○ 完成図（A 4版に製本したものの、3部） ○ 完成図（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 工事写真（紙、C D－R） ○ 保全に関する資料等 2部 次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水） ・ 次に示す配管 標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 不要 ・ 要 ライニング弁類の使用範囲 ・ 標準仕様書による ・ 使用しない ・ 合成ゴム製 ベローズ形 ・ 合成ゴム製 ベローズ形 保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の真通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね 1回巻きとする。ただし外被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。 保温材の種類 区 分 グラスウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管（リン管） ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ロックウール 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 給湯管 ・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト ・ スパイラルダクト ・ ヘッダー ・ タンク ・ 蒸気管 ポリスチレン 保 温 材 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ ヘッダー（※） ・ タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・ SUS製ラッキング ・ 樹脂製ラッキング ・ カラー亜鉛鉄板 ・ その他（ ） ⑩ 施工図等の取扱い ⑩ 既設との取合い 21 スリープ 22 管の支持 ⑩ 施工条件	・排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害 ⑤ 発生材の処理 ○ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有材撤去 ・ 撤去方法 ・ 図示による 冷媒（フロン）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 （1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 ○ 引き渡しを要するものは、金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物）、 （ ・ ルームエアコン ・ ・ ・ ）とする。 ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ PCB 使用機器 ） PCB 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの					
	・し尿浄化槽整備工事	1 処理種別及び構造		・合併処理（ ・ 接触ばつ気方式 ・ 長時間ばつ気方式 ） ・回転板接触方式 2 処理能力 3 本体構造							



配置図 S=1/500



工事場所：四日市市上下水道局

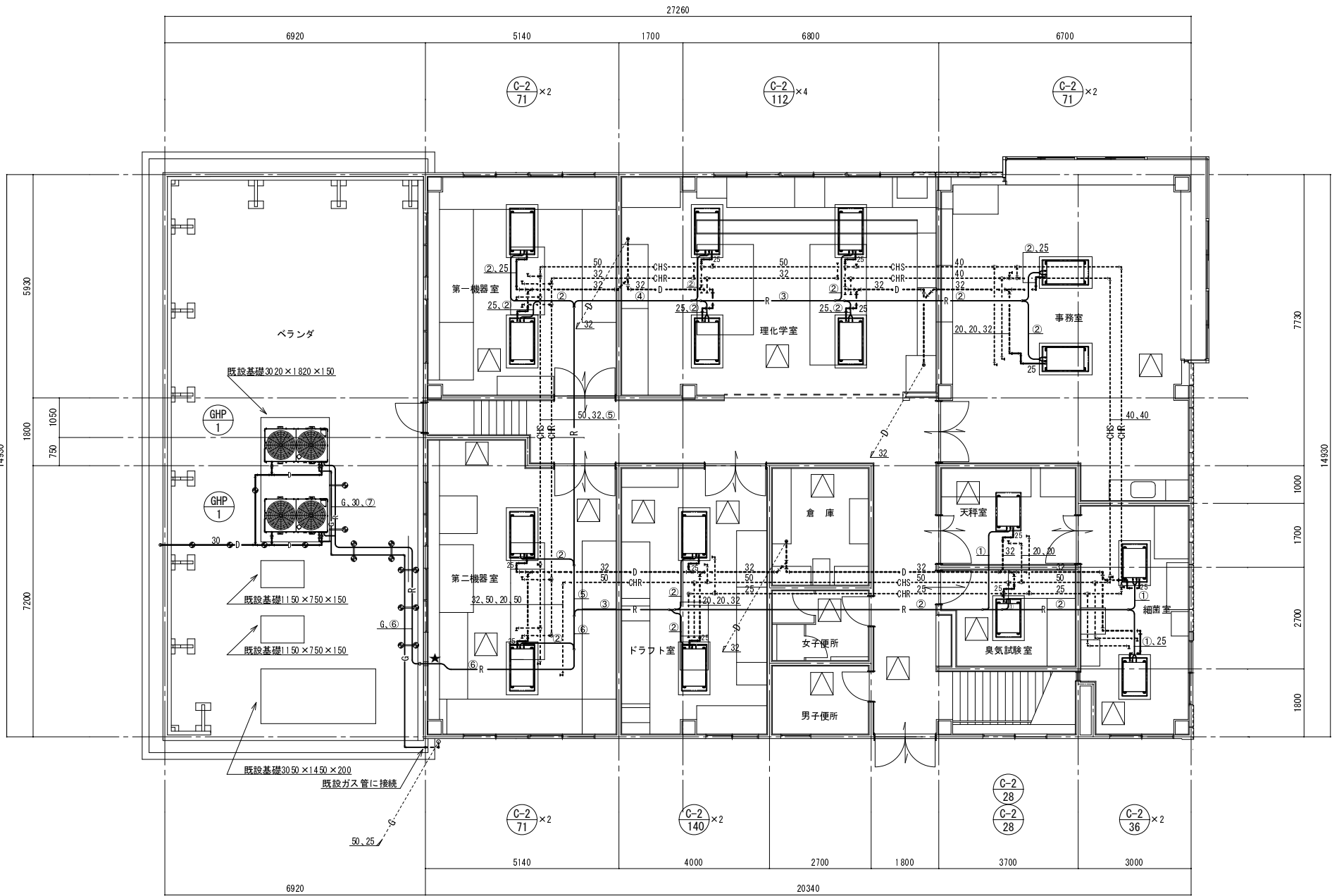
付近見取図

凡 例		※ 特記なき限り配管材料は下記による	
記 号	名 称	配 管 材 料	そ の 他
	冷 水 管	断熱材被覆銅管	
	ド レ ン 管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
	ガ ス 管	東邦ガスの責任施工	
	既設冷水水管(注)	配管用炭素鋼銅管(白)	SGP
	既設冷水水管(環)	配管用炭素鋼銅管(白)	SGP
	既 設 熱 水 管	配管用炭素鋼銅管(白)	SGP
	既 設 給 水 管	水道用硬質塩化ビニルライニング銅管	SGP-V
	井	類	
	給 気 ダ ク ト	ステンレス鋼板 既設・亜鉛鉄板	
	排 気 ダ ク ト	既設・亜鉛鉄板	
	排 気 ダ ク ト	既設スパイラルダクト	
	防火兼用ダンパー	鋼板製	

新 設 機 器 表					
記 号	名 称	機 器 仕 様	電 気 容 量 (KW)	数 量	設 置 場 所
GHP-1	空 調 機	型 式 ガスヒートポンプビル用エアコン(連結タイプ)	電源 3φ200V	2	1階ベランダ
	室 外 ユ ニ ッ ト	冷 房 能 力 56.0KW 暖 房 能 力 63.0KW ガス消費量 都市ガス13A 冷 房 時 45.4KW 暖 房 時 消費電力 0.74 付 属 品 分岐管、防振架台(水平震度1.5) 2台組み合わせて冷房能力112.0kWとする。	冷 房 時 消 費 電 力 1.24 暖 房 時 消 費 電 力 700W+700W		
TM	遠隔監視アダプタ	GHP-1の遠隔監視を行うもの(取付金具を含む)		1	
0-2・28	室 内 ユ ニ ッ ト	型 式 天井カセット形(ダブルフロータイプ)	電源 1φ200V	2	天祥室(1)
		冷 房 能 力 2.8KW 暖 房 能 力 3.2KW 付属品 昇降式パネル	冷 房 時 消 費 電 力		臭気試験室(1)
		ワイドパネル(埋込寸法が既設天井開口寸法882×490以下の場合必要)	暖 房 時 消 費 電 力		
0-2・36	室 内 ユ ニ ッ ト	型 式 天井カセット形(ダブルフロータイプ)	電源 1φ200V	2	細菌室(2)
		冷 房 能 力 3.6KW 暖 房 能 力 4.0KW 付属品 昇降式パネル	冷 房 時 消 費 電 力		
		ワイドパネル(埋込寸法が既設天井開口寸法1135×490以下の場合必要)	暖 房 時 消 費 電 力		
0-2・71	室 内 ユ ニ ッ ト	型 式 天井カセット形(ダブルフロータイプ)	電源 1φ200V	6	第一機器室(2)
		冷 房 能 力 7.1KW 暖 房 能 力 8.0KW 付属品 昇降式パネル	冷 房 時 消 費 電 力		事務室(2)
		ワイドパネル(埋込寸法が既設天井開口寸法1387×490以下の場合必要)	暖 房 時 消 費 電 力		第二機器室(2)
0-2・112	室 内 ユ ニ ッ ト	型 式 天井カセット形(ダブルフロータイプ)	電源 1φ200V	4	理化学室(4)
		冷 房 能 力 11.2KW 暖 房 能 力 12.5KW 付属品 昇降式パネル	冷 房 時 消 費 電 力		
		ワイドパネル(埋込寸法が既設天井開口寸法1387×490以下の場合必要)	暖 房 時 消 費 電 力		
0-2・140	室 内 ユ ニ ッ ト	型 式 天井カセット形(ダブルフロータイプ)	電源 1φ200V	2	ドラフト(2)
		冷 房 能 力 14.0KW 暖 房 能 力 16.0KW 付属品 昇降式パネル	冷 房 時 消 費 電 力		
		ワイドパネル(埋込寸法が既設天井開口寸法1387×490以下の場合必要)	暖 房 時 消 費 電 力		
RM	リモコンスイッチ	フルドット液晶		8	上記各居室(各部屋1個)
FS-1	給 気 フ ァ ン	型 式 シロッコファン：床置：屋外設置	電源 3φ200V	1	2階ベランダ
		仕 様 #11/4×9.0.0m3/h×1.8.0Pa	0.2		
		付 属 品 防振架台(水平震度1.5)	FE-1と運動		
		基 礎 既設コンクリート基礎流用			
FS-2	給 気 フ ァ ン	型 式 シロッコファン：床置：屋外設置	電源 3φ200V	1	2階ベランダ
		仕 様 #11/2×15.6.0m3/h×2.3.0Pa	0.4		
		付 属 品 防振架台(水平震度1.5)	FE-2と運動		
		基 礎 既設コンクリート基礎流用			
FS-4	給 気 フ ァ ン	型 式 シロッコファン(インバーター制御)：床置：屋外設置	電源 3φ200V	1	2階ベランダ
		仕 様 #21/2×5.8.0.0m3/h×4.5.0Pa	2.2		
		付 属 品 防振架台(水平震度1.5)			
		基 礎 既設コンクリート基礎流用			
FTU-1	フィルタユニット	型 式 ダクト接続型		1	2階ベランダ
		フィルター プレフィルタ+薄型中性能力フィルタ(60×305×65×1枚)			
		処置風量 9.0.0m3/h 捕集率 6.5.％以上			
FTU-2	フィルタユニット	型 式 ダクト接続型		1	2階ベランダ
		フィルター プレフィルタ+薄型中性能力フィルタ(60×305×65×1枚)			
		処置風量 1.5.6.0m3/h 捕集率 6.5.％以上			
FTU-3	フィルタユニット	型 式 ダクト接続型		1	2階ベランダ
		フィルター プレフィルタ+薄型中性能力フィルタ(60×610×65×2枚)			
		処置風量 5.8.0.0m3/h 捕集率 6.5.％以上			
共通事項					
1. グリーン購入法調達基準適合品とする。					
2. 冷房・暖房能力及び電気特性、燃料消費量は JIS B8627:2015 条件時の能力を示す。					
3. 冷房能力以外は、参考値とする。					

新 設 機 器 表					
記 号	名 称	機 器 仕 様	電 気 容 量	数 量	設 置 場 所
FE-9	排気ファン	形式 斜流ファン 400m ³ /H ×98.1Pa ダクト接続径200φ 全長1-330	電源 1φ100V	1	細菌室 天井内
V-1	天井付換気扇	形式 台所用大容量 470m ³ /H ×117.7Pa 埋込寸法385 ² ダクト接続径150φ 強制切替	電源 1φ100V	1	事務室 台所
V-2	天井付換気扇	形式 居室用 200m ³ /H ×29.4Pa 埋込寸法315 ² ダクト 接続径150φ	電源 1φ100V	4	第一機器室、第二機器室 事務室、細菌室
V-3	天井付換気扇	形式 居室用 150m ³ /H ×68.6Pa 埋込寸法280 ² ダクト 接続径100φ	電源 1φ100V	3	倉庫、天祥室、臭気試験室
V-4	天井付換気扇	形式 トイレ用 200m ³ /H ×29.4Pa 埋込寸法315 ² ダクト 接続径150φ	電源 1φ100V	2	女子便所、男子便所
V-5	有圧扇	350φ×2000m ³ /H ×58.8Pa		1	屋上
撤 去 機 器 表					
記 号	名 称	機 器 仕 様	電 気 容 量 (KW)	数 量	設 置 場 所
RB-1	冷 温 水 発 生 器	型 式 直焚二重効用吸収式冷却塔一体型	電源 3φ210V	1	2階ベランダ
		冷 却 能 力 3.0USRT 加 熱 能 力 108,860Kcal/h	消費電力 1.0.2		
		冷水/温水温度 7℃/5.5℃ 水 量 3.0.0L/min			
		都市ガス入力 131,160Kcal/h			
		ポ ン プ 冷温水ポンプ、冷却水ポンプ内蔵			
TE-1	膨 張 タ ン ク	型 式 SUS304 容 量 100L		1	屋根
		寸 法 500×500×500(2.0t) 架 台 L-40×40×5			
AH-1	エアハンドリングユニット	型 式 コンパクト型：インバーター制御	電源 3φ210V	1	2階ベランダ
		冷 却 能 力 50,000Kcal/h (33.6℃DB、26.9℃EB)	送風機 2.2		
		加 熱 能 力 62,000Kcal/h (1.1℃DB)			
		冷 温 水 量 3.0.0L/min			
		送 風 機 5,800m ³ /h×50mmAq			
		加 湿 器 水気化式 40L/H			
FC-2.0	ファンコイルユニット	型 式 天井カセット形(二方向吹出)：2.0型	電源 3φ210V	2	天祥室(1)
		冷房能力(SH) 1,150Kcal/h 冷房能力(TH) 1,500Kcal/h	消費電力 35W		臭気試験室(1)
		暖房能力 2,000Kcal/h 水 量 5L/min			
FC-4.0	ファンコイルユニット	型 式 天井カセット形(二方向吹出)：4.0型	電源 3φ210V	2	細菌室(2)
		冷房能力(SH) 2,300Kcal/h 冷房能力(TH) 3,000Kcal/h	消費電力 54W		
		暖房能力 3,000Kcal/h 水 量 10L/min			
FC-6.0	ファンコイルユニット	型 式 天井カセット形(二方向吹出)：6.0型	電源 3φ210V	1.2	第一機器室(2)
		冷房能力(SH) 3,300Kcal/h 冷房能力(TH) 4,200Kcal/h	消費電力 72W		理化学室(4)・事務室(2)
		暖房能力 5,200Kcal/h 水 量 14L/min			第二機器室(2)
					ドラフト(2)
FS-1	給 気 フ ァ ン	型 式 シロッコファン：床置：屋外設置	電源 3φ200V	1	2階ベランダ
		仕 様 #11/4×9.0.0m3/h×1.5.0Pa	FE-1と運動 0.2		
FS-2	給 気 フ ァ ン	型 式 シロッコファン：床置：屋外設置	電源 3φ200V	1	2階ベランダ
		仕 様 #11/2×1.5.6.0m3/h×2.0.0Pa	FE-2と運動 0.4		
FE-9	排気ファン	形式 斜流ファン 400m ³ /H ×98.1Pa ダクト 接続径200φ L=330	電源 1φ100V 消費電力 40W	1	細菌室 天井内
V-1	天井付換気扇	形式 台所用大容量 470m ³ /H ×117.7Pa 埋込寸法385 ² ダクト接続径150φ 強制切替	電源 1φ100V 消費電力 101W	1	事務室 台所
V-2	天井付換気扇	形式 居室用 200m ³ /H ×29.4Pa 埋込寸法315 ² ダクト 接続径150φ	電源 1φ100V 消費電力 21W	4	第一機器室、第二機器室 事務室、細菌室
V-3	天井付換気扇	形式 居室用 150m ³ /H ×68.6Pa 埋込寸法280 ² ダクト 接続径100φ	電源 1φ100V 消費電力 26W	3	倉庫、天祥室、臭気試験室
V-4	天井付換気扇	形式 トイレ用 200m ³ /H ×29.4Pa 埋込寸法315 ² ダクト 接続径150φ	電源 1φ100V 消費電力 21W	2	女子便所、男子便所
V-5	有圧扇	350φ×2000m ³ /H ×58.8Pa	電源 1φ100V 消費電力 100W	1	屋上
屋内の施工は、原則として土日祝に行うこと。屋外の施工は、平日も可とするが動線に室内を通るため施設運営に支障無きようにすること。 作業を行う部屋は、シート養生し、床や機器等に埃等がからないように行うこと。 平日は業務を行うため、シート養生は土日祝に撤去を行い施設運営に支障無きように行うこと。 施工する部屋は、1週間以上前の平日に監督職員に伝え協議を行なうこと。1週間に同時施工する部屋は3室程度とする。 事務室以外の居室に行うシート養生は、作業を行う前日の金曜日午後に行い、養生方法など監督職員と協議すること。 室外機等の搬入、搬出に際しては道路上から行うため、警察等関係機関と協議を行うこと。 土日祝に室内機器搬入、搬出等のため水質管理棟北東に車両を止めることは可能だが、緊急車両が出入りする必要があるときには直ちに移動させること。 平日に照明器具は外した状態にしないこと。空調機等が撤去状態である時は埃等が落ちないように養生をすること。					

後藤設備設計室		令和元年度	工事番号	庁改第 号	工事名	上下水道局水質管理棟空調設備更新工事		図面名称	機器表		図面番号	1.4枚の内N o. 4		令和元年 8月	四日市市上下水道局	
後藤布博 建築設備士 0300-7737PK															施設課 水道施設係	



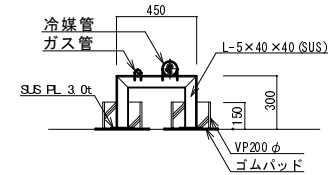
改修後 2階平面図 S=1/100

部屋名	天井仕上表	天井高さ	天井懐※
第一機器室	プラスターボード 厚9下地 岩棉吸音板 厚9	2700	約1400
理化学室	同上	2700	約1400
事務室	プラスターボード 厚9下地 岩棉吸音板 厚19、厚12	2700	約1400
第二機器室	プラスターボード 厚9下地 岩棉吸音板 厚9	2700	約1400
ドラフト室	同上	2700	約1400
倉庫	化粧石こうボード 厚9	2700	約1400
女子便所	フレキシブルボード 厚4 パーライト吹付 コテ押え	2500	約1200
男子便所	同上	2500	約1200
天秤室	化粧石こうボード 厚9	2700	約1400
臭気試験室	プラスターボード 厚9下地 岩棉吸音板 厚9	2700	約1400
細菌室	同上	2700	約1400
廊下	化粧石こうボード 厚9	2700	約1400

※天井懐は、屋根裏デッキプレートと天井仕上げ材の内寸の参考値であり、鉄骨、軽量鉄鋼下地等は、考慮に入っていない。

冷媒管・配線	
N o	冷媒管+1に1の間配線（冷媒管に巻き込み）
①	6.4φ × 12.7φ EM-C EE-S 1.25" -2C
②	9.5φ × 15.9φ EM-C EE-S 1.25" -2C
③	12.7φ × 28.6φ EM-C EE-S 1.25" -2C
④	15.9φ × 28.6φ EM-C EE-S 1.25" -2C
⑤	19.1φ × 31.8φ EM-C EE-S 1.25" -2C
⑥	19.1φ × 38.1φ EM-C EE-S 1.25" -2C
⑦	15.9φ × 28.6φ × 9.5φ (外-外回収管) EM-C EE-S 1.25" -2C

△ : 既設点検口



管支持金物詳細図

- 工事概要
1. 機器の基礎は既設を流用する。(アンカーは、新設)

2. 冷媒管は新設

3. ドレン管は最寄りの既設配管に接続する。

4. ★印は既設管撤去孔を流用する。

5. ガス工事は別途工事（撤去を除く）

6. 室内機の吊ボルト、冷媒管用インサートは、既設の吊ボルト等を流用し、新たにアンカーを打たないこと。

7. 既設機器より開口が広く必要な場合の天井の開口、補強も本工事に含む。

後藤設備設計室

後藤 布博
建築設備士 0300-7737PK

令和元年度

工事
番号

庁改第 号

工事
名

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

図面
名称

改修後 2階平面図（配管）

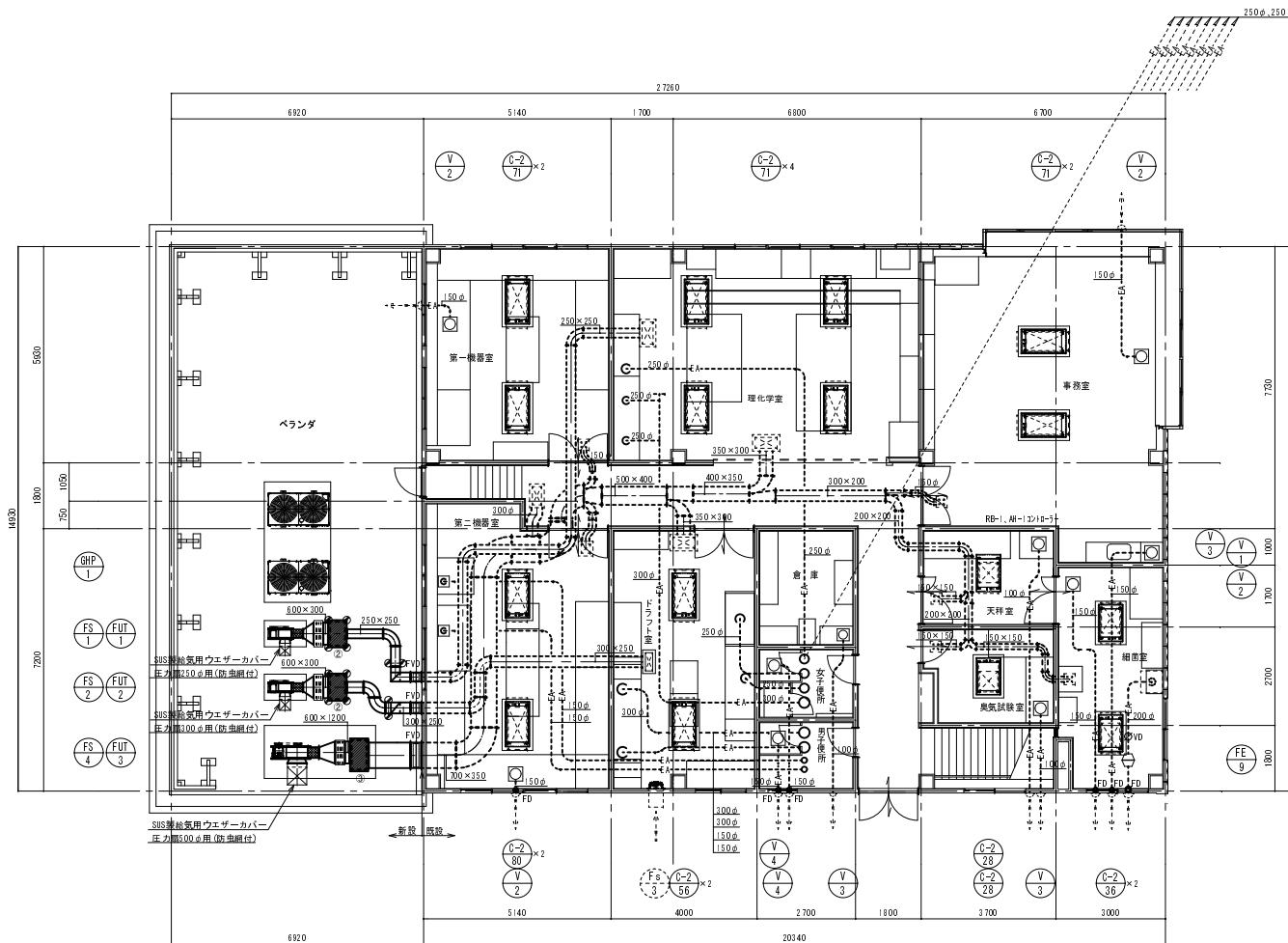
図面
番号

14枚の内No.5

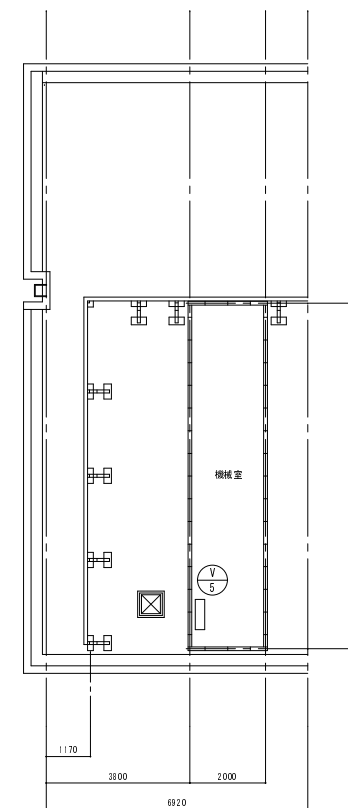
令和元年 8月

四日市市上下水道局

施設課 水道施設係



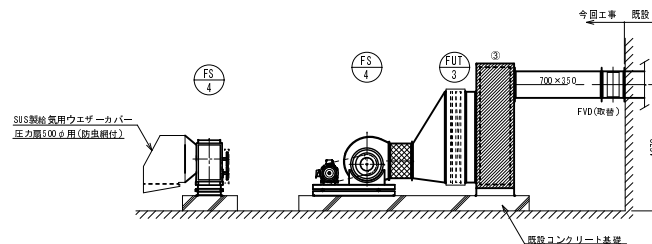
改修後 2階平面図 S=1/100



改修後 2階屋上平面図 S=1/100

第一機器室		
VHS-150×150	OA=200CMH	1
第二機器室		
VHS-250×250	OA=500CMH	1
7-1' 300×300	EA=300CMH	2
理化学室		
VHS-600×300	OA=1,700CMH	1
VHS-600×300	OA=1,550CMH	1
7-1' 2,200×700	EA=1,700CMH	1
ドラフト室		
VHS-600×300	OA=1,700CMH	1
VHS-500×200	OA=900CMH	1
7-1' 1,400×800	EA=1,200CMH	1
7-1' 200×500	EA=1,100CMH	1
事務室		
VHS-150×150	OA=200CMH	1
天秤室		
VHS-150×150	OA=150CMH	1
臭気試験室		
VHS-150×150	OA=150CMH	1
制御室		
VHS-150×150	OA=200CMH	1
7-1' 600×600	EA=400CMH	1
廊下		
VHS-500×250	OA=1,200CMH	1

チャンバー寸法表		
① チャンバー	500×750×500H	1
	φ25mm内貼	
② チャンバー	500×750×500H	1
	φ25mm内貼	
③ チャンバー	500×900×1650H	1
	φ25mm内貼	



FS-4 廻り断面図 1/50

工事概要

1. 機器の基礎は既設を流用するものとし、アンカーは新設する。
2. 実線に示す屋外露出部のダクトを新設する。
3. 破線部分の換気扇類及びダクトは既設を示す。
4. 室内機等の吊ボルトは、既設利用として躯体にアンカーを打たないこと。
5. ダクト及びチャンバーボックスは、SIS製とする。

後藤設備設計室

後藤 布博
建築設備士 0300-7737PK

令和元年度

工事
番号

庁改革 号

工事
番号

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

図面
番号

改修後 2階、屋上平面図 (ダクト

14枚の内 N o . 6

令和元年 8月

四日市市上下水道局
施設課 水道施設係



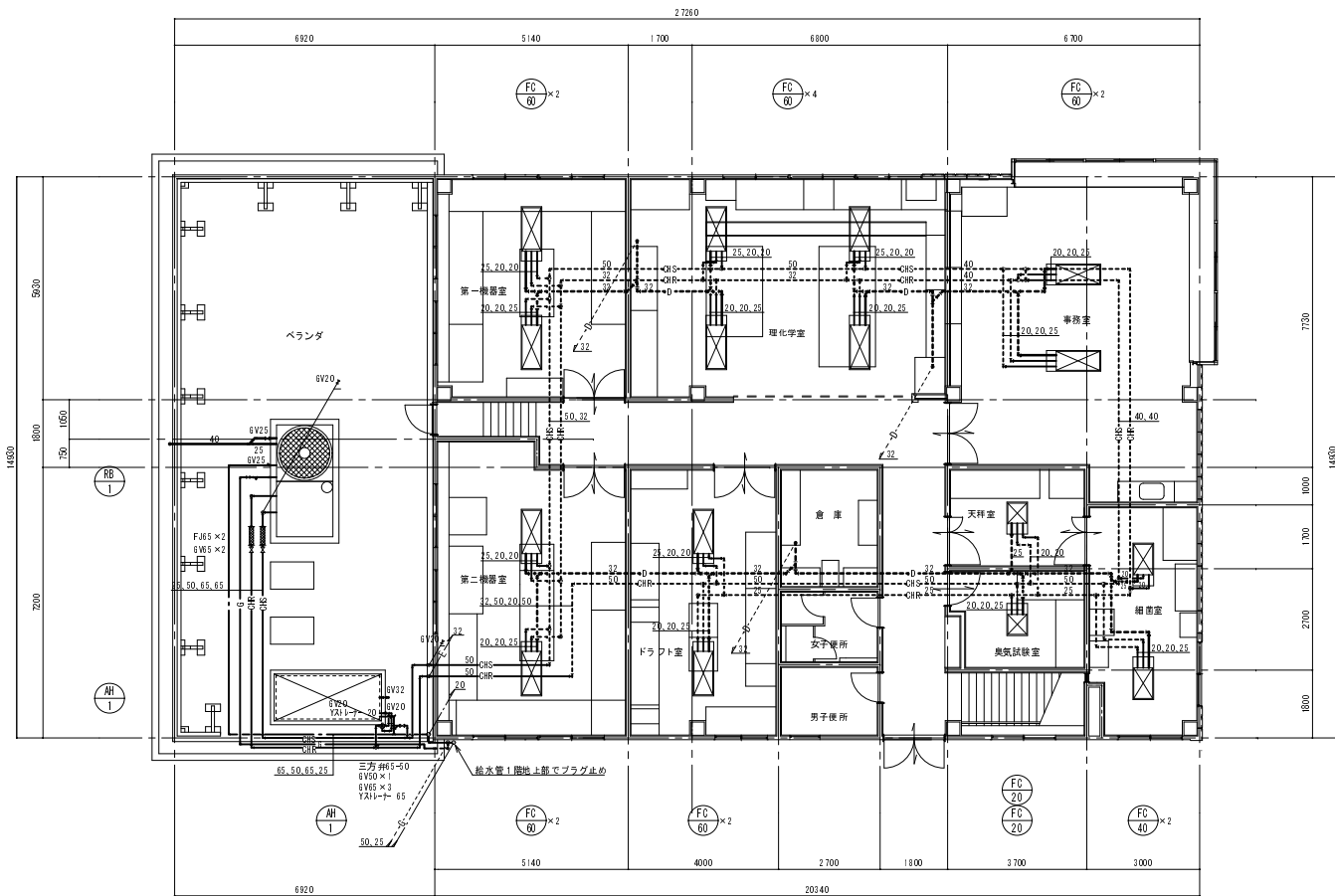
インバータ制御盤 仕様	
銅板製盤の中にインバータ装置を収納する。コントロールスイッチにて換気扇の速度制御を行う。	
銅板製盤	縦500×横400×奥行250程度 両側面、扉面 換気口付 メーカー標準品
インバータ装置 3φ3W 2.2kW	参考型番 WJ200-022LF(日立) VFNC3-2022P(東芝)

インバータ制御盤の天端は、天井面に据え付ける事。

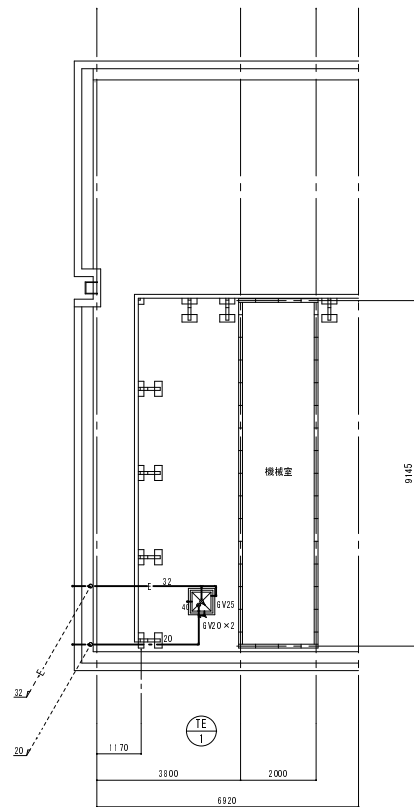
コントロールスイッチ 仕様	
操作スイッチ（換気扇のON-OFF）、周波数調整つまみ、周波数計を実装するもの。	
参考型番	
OP E-4MJ2(日立)	
CBVR-7B1(東芝)	

工事概要
1. 実装部分配管配線は新設する。
2. リモコン配線は新設とし、破線部分の配管は既設を流用する。
3. リモコン配線 EM-CPREE 0.65×2 (既設管流用)
4. ■リモコンを示す。

後藤設備設計室 後藤 布博 建築設備士 0300-7737PR	令和元年度	工事番号	庁改革 号	工事名	上下水道局水質管理棟空調設備更新工事	図面名称	改修後 2階平面図 (制御)	図面番号	14枚の内 No. 7	令和元年 8月	四日市市上下水道局 施設課 水道施設係
---------------------------------------	-------	------	-------	-----	--------------------	------	----------------	------	-------------	---------	------------------------



改修前 2階平面図 S=1/100



改修前 2階屋上平面図 S=1/100

- 工事概要
1. RB-1 冷水発生機、AH-1 エアハンドリット、TE-1 膨張タンク、FC-O ファンファンユニットを撤去する。
 2. 実線部分の冷温水管、ドレン管、膨張管、給水管、ガス管を撤去する
 3. 破線部分の冷温水管、ドレン管は残置管とし、それ以外は既設管を示す。

後藤設備設計室

後藤 希博
建築設備士 0300-7737PK

令和元年度

工事番号

庁改第 号

工事名

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

図面名称

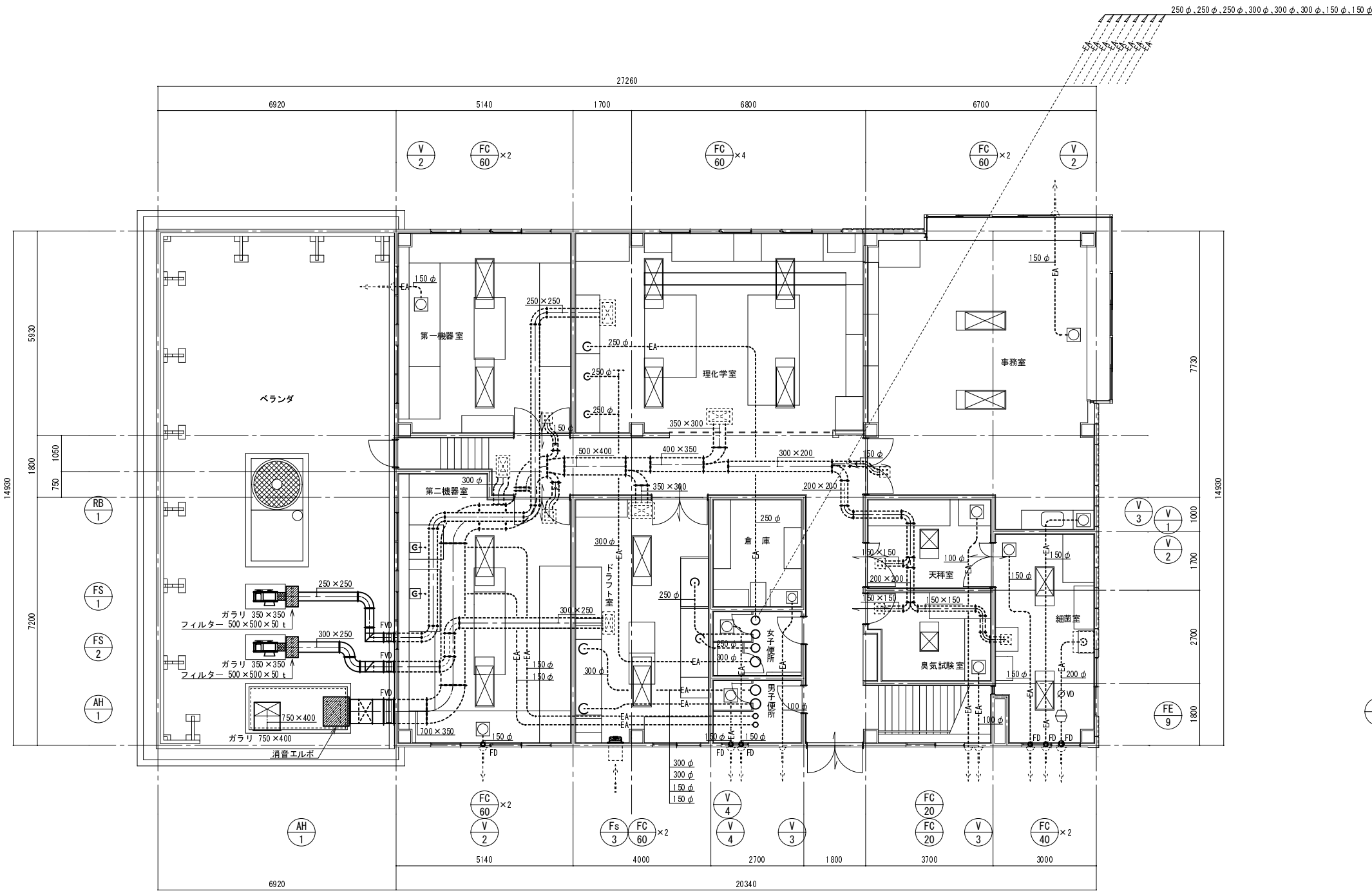
改修前 2階平面図 (配管)

図面番号

14枚の内 No. 8

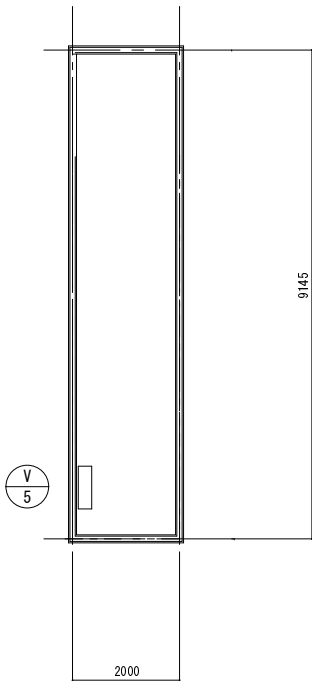
令和元年 8月

四日市市上下水道局
施設課 水道施設係



改修前 2階平面図 S=1/100

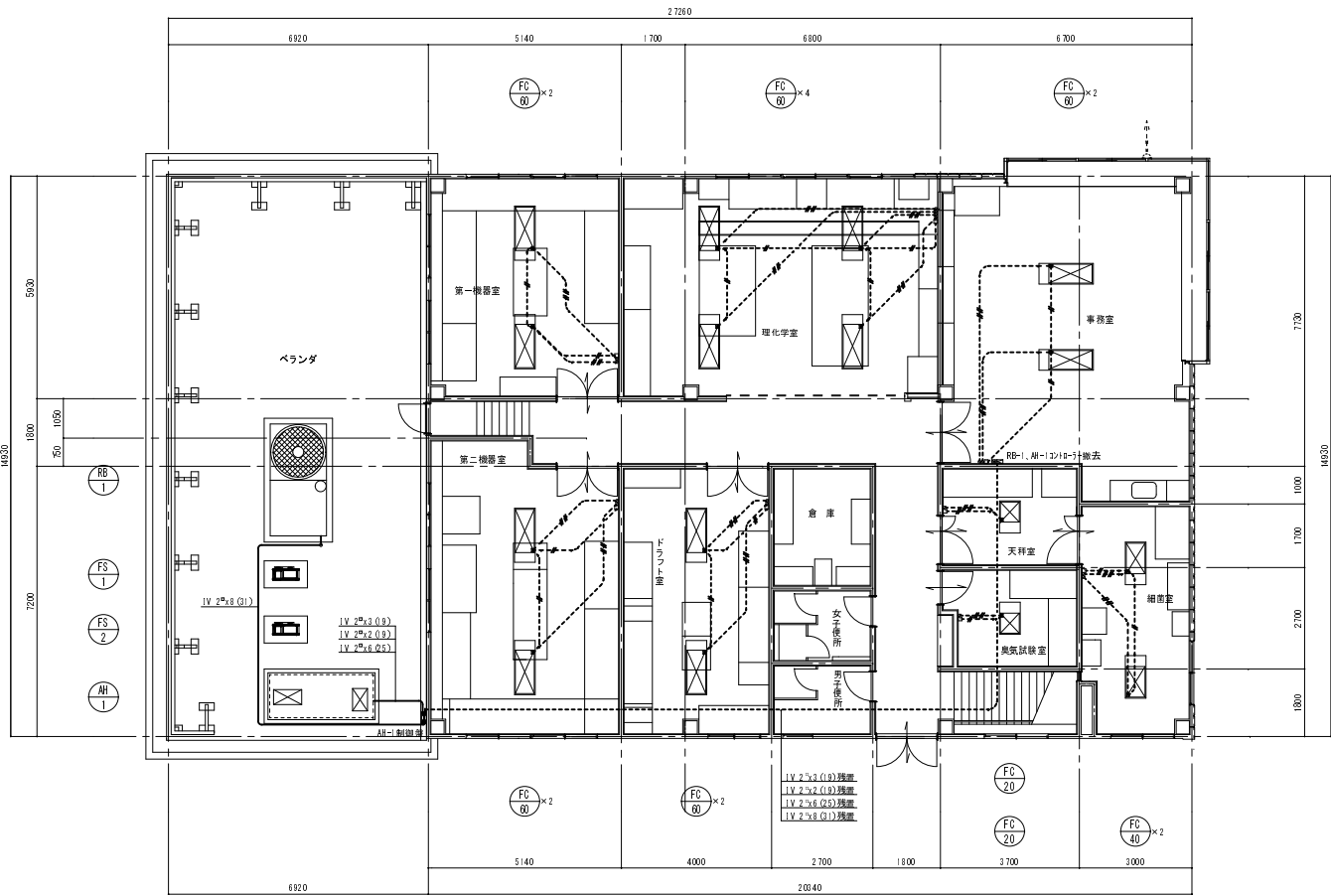
第一機器室		
VHS-150×150	OA=20CMH	1
第二機器室		
VHS-250×250	OA=500CMH	1
フット 300×300	EA=300CMH	2
理化学室		
VHS-600×300	OA=1,700CMH	1
VHS-600×300	OA=1,560CMH	1
フット 2,200×700	EA=1,700CMH	1
ドラフト室		
VHS-600×300	OA=1,700CMH	1
VHS-500×200	OA=900CMH	1
フット 1,400×800	EA=1,200CMH	1
フット 200×500	EA=1,100CMH	1
事務室		
VHS-150×150	OA=200CMH	1
天秤室		
VHS-150×150	OA=150CMH	1
臭気試験室		
VHS-150×150	OA=150CMH	1
細菌室		
VHS-150×150	OA=200CMH	1
フット 600×600	EA=400CMH	1
廊下		
VHS-500×250	OA=1,200CMH	1



改修前 屋上平面図 S=1/100

工事概要
1. RB-1 冷温水発生機、AH-1 エアハンドリングユニット、TE-1 膨張タンク、FC-O ファンコイルユニット、FS-1・2 送風機、V-O 換気扇、FE-9排気ファンを撤去する。
2. 機器の基礎は既設を流用するものとし、撤去機器のアンカーボルト孔は防水処理を行う。
3. 実線部分のダクトを撤去する
4. 破線部分の換気扇類及びダクトは既設を示す。

後藤設備設計室 後藤布博 建築設備士 0300-7737PK	令和元年度	工事番号	庁改第 号	工事名	上下水道局水質管理棟空調設備更新工事	図面名称	改修前 2階、屋上平面図（ダクト）	図面番号	14枚の内No. 9	令和元年 8月	四日市市上下水道局 施設課 水道施設係
--------------------------------------	-------	------	-------	-----	--------------------	------	-------------------	------	------------	---------	------------------------



改修前 2階平面図 S=1/100

- 1V2²×2 (19)
—●— 1V2²×3 (19)

工事概要

1. RG-1 冷水発生機、AH-1 エアハンドリングユニット用の屋外露出部分の電線及び電線管を撤去する。
2. RG-1、AH-1、ファンコイルユニットのユニット箱を取り外し、シールドを取り付ける。
但し今回リモコンスイッチに流用する箇所は除く。
3. ファンコイルコントロール線の配線を撤去する。
4. AH-1制御盤を撤去する。
5. AH-1コントローラの立上げ部の配線及び、新規配線入線に支障となる配管の撤去を行う。

後藤設備設計室

後藤 布博
建築設備士 0300-773776

令和元年度

工事番号

序改第 号

工事名

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

図面名称

改修前 2階平面図 (制御)

図面番号

14枚の内No. 10

令和元年 8月

四日市市上下水道局

施設課 水道施設係

檢 査 項 目 検査項目の材料等下記による。なお、検査結果は JIS A 1 の要求値に 50% 相当

工事区分表による。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する

平成11年1月版

項 目	特 記 事 項	項 目	・ アスベスト含有物の取り扱い
27 工事用電力、水等	・ 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び公害その他の関係機関への請求手数料に関する費用は、受注者の負担とする。 ・ 市支弁とする。ただし、構内既設水配管より利用可能な範囲に限る。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を遵守すること。 ・ アスベスト除去に伴う公害等への配慮申請を行うこと。
28 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税負担分が対象とされていないが、受注者が本工事に伴った産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税負担額相当額を交付して、本工事に伴い生じた産業廃棄物税負担分を請求する事ができる。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有物付材材の削り込み処理 ・ 行う ・ 行わない アスベスト含有物付材材の削り込み処理 ・ 行う ・ 行わない アスベスト含有建材除去後の土揚げ ・ 行う ・ 行わない 土留め及び工法 ・ 指示
29 工事の保険	・ 建設工事保険 「管理財損担保特約の加入」（保険証券の写しを提出） ・ 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） ・ 加入期間は工事期間に限定とする。必要に応じて延長するものとする。・	3 アスベスト含有土・建材の除去	アスベスト含有土・建材の有無 ・ 有 ・ 無 除去土・建材 ・ 含有場所（ ） アスベスト含有土・建材の除去方法 ・ 掘削、掘じり飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等については、「建築物の改修、解体等における石綿含有建築用土・建材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所、除去土・下地盤部材（吹付け土）、下地盤部材（ローワー仕上）吹付け土、下地盤部材（吹付け土）はアスベスト含有物として扱う。 撤去の計画 ・ 全面撤去 ・ 部分撤去等作業箇所等のみ撤去 ・ 指示による 外観修繕等作業は足場フール工法、コア抜き、機器及び配置、配管器具類の固定等軽微な作業とする。 除去方法 吹付け土、下地盤部材（吹付け土）の除去 掘じり・掘削等掘削工法 ・ 掘じり・掘削等掘削工法による土留め、・ 砕骨砕ケレン工法 ・ 割れ材併用排水圧注工法 ・ 割れ材併用排水圧注工法 ・ 割れ材併用工具・ケレン工法 ・ 割れ材併用超音波ケレン工法 ・ 割れ材併用超音波ケレン工法 土留め工法による石綿含有建築物の解体等と、承認を得ること。 下地盤部材（ローワー仕上）の除去方法についてはレベル別の除去方法を同等とする。 除去工法の試験施工 ・ 行う ・ 行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体等における石綿含有建築用土・建材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・ 隔離養生不要 ・ その他（ ） 公害等への配慮 労働安全衛生法に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない 石綿粉じん規制に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない 大気汚染防止法に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない
30 建設費等	・ 下記制度について加入すること。 ・ 法定外労災補償制度 ・ 加入説明書を出し、建設費減額金共済制度に加入し、財金収納書を出す。 ・ 共済証券個人帳 ・ 保険料（消費税率含む）0.05/1000 以上 ただし、建設費減額金共済については保険額が500万円以上の場合とする。 ※：この制度金制度に加入している者、共済証券の購入を必要とする場合は理由書の提出をもって共済証の購入を不要とする。 2. 財金収納書により工事価格がよした場合は不足分を追加購入すること。 工事費減額金制度500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続きを行うこと。	35 養生材の処理	公共工事の入れ札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。なお、受買業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
31 工事実績情報の登録	・ 監督員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図、修繕工事の設計図）＋施工図 ○ 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D-R） ○ 完成図（A4版に縮小したものの） ○ 完成図（機械設備図等併せて二つ折り製本したもの、3冊） ○ 保安に関する資料等 2冊 ○ 工事写真（紙、C D-R）	32 施工体制台帳の提出	労働安全衛生法に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない 石綿粉じん規制に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない 大気汚染防止法に基づく措置 ・ 行う ・ 行わない
32 施工体制台帳の提出	・ 引渡しを要するもの ・ 引渡しを要するもの以外 ・ 解体工事の廃棄物処理とする。 ・ 産業廃棄物処理（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA面及びB面もしくはE面の確認を受けるものとする。 ・ 特許管理を必要とする（ ） ・ P C B使用機器 ・ P C B使用機器は、関係法令に従い適切に管理する。	33 監督員等事務所 完成時の提出書類	アスベスト粉じん濃度測定 ・ 行う（試験機工事） ・ 行わない 測定場所 ・ 施行区域周辺又は、敷地内等 ・ 指示による 測定高さ 2方向1点 注意：試験機工事に検査測定を行い、結果を監督員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去方法及び養生方法を再検討し、監督員と協議すること。
34 監督員等事務所 完成時の提出書類	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	35 養生材の処理	アスベスト粉じん濃度測定方法 ①試験機 メンブレンフィルタの直径 25mm 試料の吸引流量 3l/min 試料の吸引時間 120分 試料の濃度 0.5mg/l アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
35 養生材の処理	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	36 建築電線管	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
36 建築電線管	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	37 呼び線	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
37 呼び線	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	38 再使用機器	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
38 再使用機器	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	39 タンブラー	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
39 タンブラー	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	40 配管器具等	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
40 配管器具等	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	41 機器仕様	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
41 機器仕様	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	42 合成樹脂管配線	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
42 合成樹脂管配線	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	43 合成樹脂管配線	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
43 合成樹脂管配線	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	44 位置付付ス	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
44 位置付付ス	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	45 屋上階の増設配管	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
45 屋上階の増設配管	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	46 配管と取合い	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
46 配管と取合い	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	47 目録等取扱い	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
47 目録等取扱い	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	48 地中配線の埋設深さ等	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
48 地中配線の埋設深さ等	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	49 施工条件	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
49 施工条件	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	50 地中配線の埋設深さ等	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
50 地中配線の埋設深さ等	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	52 一般照明の照度測定	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
52 一般照明の照度測定	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。	53 施工図等の取扱い	アスベスト含有物含有率 200ppm又は検出率50ppm 計測アスベスト 0.5mg/l以上 重量比 0.5/1
53 施工図等の取扱い	・ 再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋蔵品、いんべい部、施工工程、材料等 写真等写真 ※撮影用工具にデジタルカメラを用い、センサーサイズ程度の大さきでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 資料を必要大臣官署製作 建設部監督「工事写真の取り方（建設部監修）」 ○ 工事日報、納品証等 工事日報、納品証等等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 特記なき建築電線管 [19,25,・・・75] の表示は全て薄黒電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形の同じ電線管 [E19,E25,・・・E75] を使用してよい。 長さ8mm以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。		

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事

設計図

図面番号

特記仕様書

建築電気設備 2

縮尺

1:10 (A2)

設計番号

作図 令和元年 8 月

課 長

課長補佐

係 長

担当者

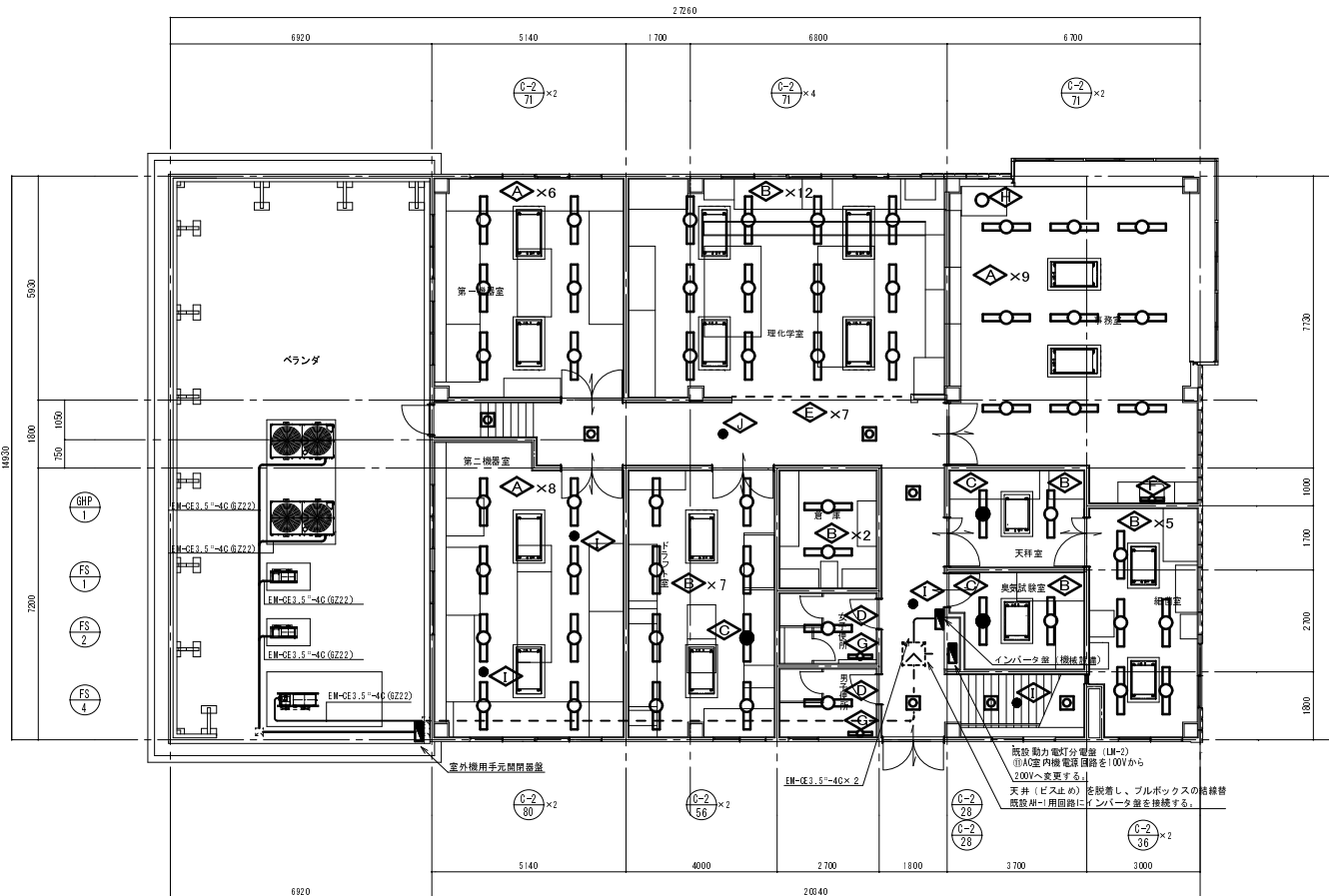
図面番号

E-02

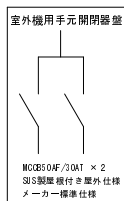
12 / 14

四日市市上下水道局設備課

平成31年1月版



部屋名	更新機器									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
第一機器室	6									
理化学室		12								
事務室	9				1			1		
第二機器室	8								2	
ドラフト室		7	1							
倉庫		2								
女子便所				1				1		
男子便所				1				1		
天秤室		1	1							
臭気試験室		1	1							
細菌室		5								
廊下					7				2	1
合計	23	28	3	2	7	1	2	1	4	1



改修後 2階平面図 S=1/100

更新器具表				参考品番	
形式	照度	備考		Panasonic	東芝
A 埋込照明	4000lm程度	埋込寸法 300×1257程度		XLX440VENP LE9	LEKR430403N-LS9
B 直付型照明	4000lm程度	本体幅 230程度			LSS10-4-37(公共型番)
C 直付型照明 非常用照明付	4000lm程度(照明) 800lm程度(非常用)	停電補償時間 30分		XLG441DGN LE9	LEKTJ423404N-LS9
D 埋込照明	2000lm程度	埋込寸法 190×1257程度 人感センサー内蔵		NNL2100NNJ LE9 +NNLK41719J	LEKR422203YN-LD9 (天井加工必要)
E 埋込照明	2500lm程度	埋込寸法 □275程度		XL553LWUJ LE9	LEKR727301FN-LD9
F キッチンライト	1000lm程度	20型直管蛍光灯 1灯器具相当 壁掛、プルスイッチ付		LGB85038 LE1	LEDB83124 +LDM20SS/N/10/10
G ブラケット照明	800lm程度	15型直管蛍光灯 1灯器具相当 壁掛		LGB85044 LE1	LEDB83005 +LDM15SS/N/8/7
H 埋込照明	1000lm程度	埋込寸法 φ150程度			LRS1-08(公共型番)
I 埋込非常照明	350lm程度	埋込寸法 φ150程度、補償時間 30分		NNFB91615J	LEDEM13621N
J 埋込非常照明	1000lm程度	埋込寸法 φ150程度、補償時間 30分		NNFB93615J	LEDEM30621N

上下水道局水質管理棟空調設備更新工事								設計図
図面名	改修後 2階平面図 (電灯・動力)	縮尺 1:100 (A2)	設計番号	課長	課長補佐	係長	担当者	図面番号
			作図 令和元年8月					
				四日市市上下水道局施設課				
								13 / 14

工事概要	
1.FS-1、FS-2、FS-4、GHP用の屋外露出部分の電線及び電線管の配管、配線をする。	
2.照明器具、実線部の配管、配線の取付を行う。	
3.ファンコイル用室内ユニットの電源を100Vから200Vに変更する。	

